

一般財団法人長崎県浄化槽協会定款

第1 章 総 則

(名称)

第1 条 この法人は、一般財団法人長崎県浄化槽協会と称する。

(事務所)

第2 条 この法人は、主たる事務所を長崎県大村市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2 章 目的及び事業

(目的)

第3 条 この法人は、浄化槽の水質検査に関する事業及び浄化槽の製造、施工及び維持管理の適正化を図るとともに、浄化槽の普及の促進、浄化槽に関する技術の向上及び知識の啓発を行い、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条及び第11条に規定する検査（以下「法定検査」という。）に関する事業
 - 二 浄化槽放流水の水質検査に関すること
 - 三 浄化槽の製造、施工、保守点検及び清掃の適正化を図るための事業
 - 四 浄化槽整備事業の円滑な推進を図るための事業
 - 五 浄化槽に関する知識の普及・啓発を図るための事業
 - 六 浄化槽に関する各種の講習会及び研修会の開催
 - 七 浄化槽に関する調査研究、相談及び助言
 - 八 浄化槽の機能保証制度の推進
 - 九 浄化槽に関する行政機関等との連携
 - 十 浄化槽に関する情報の収集及び提供
 - 十一 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、長崎県において行う。

第3 章 財産及び会計

(基本財産)

第5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとする

きは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(財産の管理・運用)

第6 条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定める。

(事業年度)

第7 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、直近の評議員会へ報告するものとする。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 正味財産増減計算書

五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

3 定款については、主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第10 条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもつて償還する短期借入金を除き、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同様の決議を経なければならない。

(剰余金の処分制限)

第11 条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

第4 章 評議員

(評議員)

第12 条 この法人に、評議員10名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179 条から第195 条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 一般法人法第65 条第1 項に規定する者は、評議員になることができない。

3 評議員のうち、1名を評議員会長、1名を同副会長とし、評議員会において選任する。

4 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第14 条 評議員の任期は、選任後4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第15 条 評議員に対して、各事業年度の総額が200,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

第5 章 評議員会

(評議員会)

第16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事（以下「役員」という）の選任及び解任
- 二 理事、監事及び委員の報酬等の額
- 三 評議員、理事、監事及び委員の報酬等の支給基準
- 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- 五 定款の変更
- 六 事業の全部又は一部の譲渡
- 七 残余財産の帰属の決定
- 八 基本財産の処分又は除外の承認
- 九 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20 条 理事長は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面によりその通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第21 条 評議員会の議長は、評議員会長とする。

2 評議員会長が欠けたとき又は評議員会長に事故があるときは、同副会長が評議員会の議長となる。

(決議)

第22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 監事の解任

二 定款の変更

三 基本財産の処分又は除外の承認

四 その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23 条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第19条第1項の理事会において定めるものとし、第20条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び理事長は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければなら

ない。前条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第6 章 役員等

(役員の設置)

第25 条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事8名以上12名以内
- 二 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1名を専務理事とする。なお、それ以外の理事のうち若干名の副理事長を置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法に規定する代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2項の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長及び専務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 4 理事長及び副理事長並びに専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。
 - 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告することができる。
 - 5 監事は、その他監事に認められる法令上の権限を行使することができる。

(役員の任期)

第29 条 理事の任期は、選任後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

3 前2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事が第25 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第30 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

二 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第31 条 役員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第32 条 この法人は、一般法人法第198 条で準用する同法第114 条第1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第198 条で準用する同法第115 条第1 項の規定により、理事（業務執行理事又は当該一般財団法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198 条で準用する同法第113 条で定める最低責任限度額とする。

(顧問及び参与)

第33 条 この法人に任意の機関として顧問又は参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事長の諮問に応え理事長に対し意見を述べることができる。

3 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問及び参与の任期は、選任後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

5 顧問及び参与に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第7 章 理事会

(理事会の設置)

第34 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35 条 理事会は、この定款に定めるもののほか次の職務を行う。

- 一 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- 二 この法人の業務執行の決定
- 三 規則等の制定、変更及び廃止
- 四 理事の職務の執行の監督
- 五 理事長及び副理事長並びに専務理事の選定及び解職
- 六 一般法人法第198 条で準用する同法第114 条第1 項に規定する損害賠償責任の一部免除

(招集)

第36 条 理事会は、理事長が招集するものとする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他必要な事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるとときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37 条 理事会の議長は、出席理事の中から選出する。

(決議)

第38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。
- 3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第27 条第4 項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の変更を行なう理事会については、一般社団法人等登記規則第3 条において準用する商業登記規則

- 第61 条第4 項ただし書に該当する場合を除き、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 第1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10 年間備え置かなければならぬ。前条第2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第40 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3 条及び第4 条並びに第13 条についても適用する。

(解散)

- 第41 条 この法人は、次の事由により解散する。

- 一 基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能
- 二 その他法令で定められた事由

(残余財産の帰属)

- 第42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18 年法律第49 号）第5 条第17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9 章 委員会等

(運営委員会)

- 第43 条 この法人に運営委員会を置くことができる。
- 2 運営委員会の委員は、7 名以内で構成する。
- 3 運営委員会は、次に掲げる事項を行う。
- 一 理事会の審議事項の検討等の準備に関すること。
 - 二 理事会の決議を要しない事項の運用に関すること。
- 4 運営委員会の委員は、理事の中から理事長が指名する。
- 5 運営委員会の運営の細則は、理事会において定める。

(浄化槽検査センター委員会)

- 第44 条 この法人に浄化槽検査センター委員会を置くことができる。
- 2 浄化槽検査センター委員会の委員は、12 名以内で構成する。
- 3 浄化槽検査センター委員会は、次に掲げる事項を行う。
- 一 法定検査の公平性及び正確性を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。
 - 二 法定検査に関し、理事会から諮問を受けた事項について答申を行うこと。
- 4 浄化槽検査センター委員会の委員は、理事及び参与の中から理事長が指名する。
- 5 浄化槽検査センター委員会の運営の細則は、理事会において定める。

(専門部会)

- 第45 条 この法人に施工・製造部会及び維持管理部会（以下「専門部会」という。）を

置くことができる。

- 2 専門部会は、この法人に入会した正会員をもって構成し、各部会に委員を置く。
- 3 委員は、施工・製造部会7名以内、維持管理部会11名以内とし、各委員の中から理事長が指名する。
- 4 施工・製造部会は、次の事項を行う。
 - 一 凈化槽の製造及び販売に関する業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。
 - 二 凈化槽の施工に関し、理事会から諮問を受けた事項について答申を行うこと。
- 5 維持管理部会は、次に掲げる事項を行う。
 - 一 凈化槽の清掃及び保守点検に関する業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。
 - 二 凈化槽の清掃及び保守点検に関し、理事会から諮問を受けた事項について答申を行うこと。
- 6 専門部会の運営の細則は、理事会において定める。

(委員に対する報酬等)

第46条 前三条に規定する委員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第10章 公告の方法

(公告)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局)

- 第48条 この法人に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。
 - 3 事務局長及びその他必要な職員の任免は、法令で別段の定めがある場合を除き理事長が行う。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

第12章 会員及び会費

(種別)

第49条 この法人の事業を円滑に行うために次の会員を置くことができる。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した浄化槽に関する製造、施工、保守点検又は清掃の業を営む個人又は法人
- 二 賛助会員 この法人の目的達成に賛同して協力する者

(会費、その他の負担金)

第50 条 正会員及び賛助会員は、会費その他の負担金を納入しなければならない。

2 会費及び負担金の額は、理事会において別に定めるこの法人の運営細則の規定による。

(入会)

第51 条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書と理事会において別に定めるこの法人の運営細則に規定する入会金を添えて理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

(退会)

第52 条 この法人の会員が退会するときは、書面でその旨を理事長に届けなければならぬ。

2 会員が死亡し、又は会員たる法人が解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第53 条 この法人の会員で次の各号の一に該当する行為があったときは、理事会において出席理事の過半数の同意を得て、これを除名することができる。

- 一 会費を1年以上納入しないとき。
- 二 この法人の名誉を毀損し、又は秩序を乱したとき。
- 三 この法人の目的に反した行為をしたとき。
- 四 この法人の定める規則に従わなかったとき。

(拠出金品の不返還)

第54条 この法人は、この法人から退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、手数料、入会金、その他の拠出金品を返還しない。

第13 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(個人情報の保護)

第56 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必用な事項は、理事会において定める。

第14 章 雜則

(委任)

第57 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、岩藤 守とする。
- 4 この法人の最初の副理事長は、岩永堅之進、平川達人、城島壽一とする。
- 5 この法人の最初の専務理事は、小橋義隆とする。
- 6 この定款は平成28年6月22日から施行する。
- 7 この定款は令和2年7月1日から施行する。